ロ　木工機械整備法
　木工機械の種類、構造、機能、使用方法及び保守点検
　木取りの方法
　木材の研削加工
　木工機械及び木工機械用切削工具に使用する材料の種類、性質及び用途
　潤滑方式
　ジグ及び取付具の製作方法及び使用方法
　木材及び木質材料の接合及び接着の方法
　電気用図記号及び電気回路図
　空気圧機器の種類及び用途
　空気圧回路
　木工機械の据付け方法
　木工機械の修理方法
　木工機械の調整方法

別表第十三機械木工の項実技試験の欄を次のように改める。

次の各号に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目	
一　機械木工作業 プログラミング 数値制御ルータ加工	機械木工作業
二　木工機械整備作業 木工機械の調整及び検査 ジグの製作及び調整 木工機械用切削工具の研削及び調整 木工機械による木製品の部材の試作 木工機械の修理及び検査 木工機械用切削工具の検査及び取付け	木工機械整備作業

別表第十四木工機械整備の項を次のように改める。

機械木工	機械木工法	機械木工作業
	木工機械整備法	木工機械整備作業

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に木工機械整備科又は機械木工科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対してこの省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第五に定める基準（以下「新基準」という。）による機械木工科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けたこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第五に定める基準による訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新基準による当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2　この省令の施行の際現に機械木工科に係る短期課程の普通職業訓練を受けている者に対する短期課程の普通職業訓練に関する基準については、なお従前の例によることができる。

（技能検定に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる木工機械整備に係る技能検定に合格した者は、新規則の適用については、新規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる機械木工に係る技能検定に合格した者とみなす。

2　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる木工機械整備に係る技能検定において学科試験の試験科目のうち木工機械調整法又は木工機械修理法を選択して学科試験に合格した者は、新規則第六十五条第二項及び第三項、第六十八条の二第一項並びに別表第十四の規定の適用については、それぞれ、新規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる機械木工に係る技能検定において学科試験の試験科目のうち木工機械整備法を選択して学科試験に合格した者とみなす。

3　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる木工機械整備に係る技能検定において実技試験の試験科目のうち木工機械調整作業又は木工機械修理作業を選択して実技試験に合格した者は、新規則第六十五条第二項及び第三項、第六十八条の二第一項並びに別表第十四の規定の適用については、それぞれ、新規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる機械木工に係る技能検定において実技試験の試験科目のうち木工機械整備作業を選択して実技試験に合格した者とみなす。

告　示

○復興庁告示第二号

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の規定に基づき、復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件（平成二十四年復興庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十四日　内閣総理大臣　安倍　晋三

第一条中「第一条第三十号」を「第一条第二号」に改め、「から第二十九号まで」及び「及び同表に掲げる経費の支弁に係る事業に類する事業として復興大臣が定める事業」を削る。

第二条中「令第二条第一号」を「令第二条第二号」に改め、「、令第一条第四号に掲げる事業にあっては」及び「、同条第七号に掲げる事業にあっては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条第一項第一号及び第二号に掲げる事業に係る事業と」を削る。

第三条中「令第二条第二号」を「令第二条第二十五号」に改め、「同条第一号」の下に「から第二十四号まで」を加える。

附則中「及び第三条」を削り、「令第一条第三十号及び第二条第二号」を「令第二条第二十五号」に改め、「であって令第一条第一号から第二十九号までに掲げる事業に係る事業以外のもの」を削る。

別表第一（第一条関係）

東日本大震災復興特別会計　歳出予算

所管	組織	項
国会	国立国会図書館	国立国会図書館
内閣府	警察庁	警察活動基盤整備費
財務省	国税庁	国税庁施設費
文部科学省	文部科学本省	研究開発推進費 独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費